

令和4年度佐渡市臨床研修医海外留学支援事業概要

1 応募資格

臨床研修期間において、ハーバード大学公衆衛生学修士取得のためオンライン留学を希望し、支援条件を履行する意思のある者で、次のいずれも満たすもの

- (1) 医師臨床研修マッチング協議会が実施するマッチングにおいて、佐渡総合病院を第一順位として選択し、令和4年度から当該病院にて臨床研修を行う意思を有する者
- (2) 海外留学研修を令和4年4月1日から令和5年3月31日の間に開始予定の者

2 募集定員

1名

3 海外留学支援の内容

ハーバード大学において公衆衛生学修士の学位取得に要する経費等の支援
10,500,000円以内（2年間総額。旅費含む。）

4 海外留学支援の実施

海外留学への支援については、令和4年度からの佐渡総合病院での臨床研修の開始及び海外留学等の開始をもって実施します。

なお、支援実施には、令和4年度佐渡市当初予算の議決が前提となりますので、予めご承知ください。

5 支援条件

支援を受けるために次の支援条件を履行する必要があります。

- (1) ハーバード大学に入学し、資格取得に向けて海外留学すること。
令和4年度中にハーバード大学に入学し、公衆衛生学修士の学位を取得すること。
- (2) 政策提言書の提出
 - ・海外留学先を卒業し、学位を取得した後、おおむね3年以内に佐渡市の社会保障に関する政策提言書をまとめて提出すること。
 - ・提出する政策提言書は、佐渡市の社会保障需要の予測に基づき、実際に即した内容かつ佐渡市の社会保障政策に寄与するものであること。
 - ・政策提言書は、佐渡市が設置する評価委員会で評価し、妥当な評価が得られない場合は再提出を求めるものとする。
 - ・調査から政策提言書提出までに要する直接経費については、使用目的を明示することを条件に別途協議により支給する。
- (3) 佐渡市政策アドバイザーへの就任
 - ・政策提言書提出後、佐渡市政策アドバイザーとして、佐渡市の求めに応じて必要な会合・協議に参加し、意見を求められた場合は適切な対応をすること。（おおむね4年。定額報酬なし。出席の都度、報酬・旅費支給あり）

- ・提出した政策提言書、政策アドバイザーとして発言した内容および提出物は、佐渡市が所有し、社会保障政策の実践に資する範囲で利用できるものとする。ただし、佐渡市および関係者に損害を与えない限り、本人が自由に使用できるものとする。

6 返還の義務

海外留学支援額の全額又は一部の返還義務が生じる場合があります。

- (1) 海外留学先の卒業若しくは資格取得ができない、又は卒業若しくは資格取得できる見込みがないとき。
- (2) 政策提言書を正当な事由なく期限までに提出できないとき、又は政策提言書が初回提出から1年以内に評価委員会で妥当な評価が得られないとき。
- (3) 政策アドバイザーとして出席を求められた会合・協議において、正当な事由なく欠席した場合、又は事由があっても参加回数が少ない場合

7 その他

支援条件には未確定の部分があります。

ご不明な点がございましたら、佐渡市医療対策課にご連絡ください。

＜支援事業に係る問い合わせ先＞

〒952-1292

新潟県佐渡市千種232番地

佐渡市医療対策課 医療対策係

電話 0259-67-7036

メール iryou@city.sado.niigata.jp